

アメリカの若手教育者・研究者養成制度の現状と課題

—日米比較の視点から—

吉良 直、北野 秋男

(日本教育大学院大学)(日本大学)

はじめに

アメリカの大学教授職につながる一般的なキャリアパスは、大学院生として「教育助手」(Teaching Assistant, 「T A」)、「研究助手」(Research Assistant, 「R A」)を経験し、学位取得後には特に理工系を中心とする「ポストドクトラル・フェロー」(Post-Doctoral Fellow, 「P D」)、そしてティーチング・スタッフ(講師・インストラクター)となるものである。テニユア・トラックと呼ばれる教授職へと連なる常勤ポストを得る道程は長くて厳しいが、若い大学院生に対する研究者・教育者としての早期養成システムのあり方は、特にその給与・待遇、業務内容、研修制度などに関して、我が国でも参考にすべき点が多く、徐々に導入が進んできているのが現状である。

こうしたアメリカの若手教育者・研究者に対する養成制度が確立したのは、アメリカの大学における学部段階の大衆化と学生の学力や学習意欲の多様化に伴い学部教育の質的向上の必要性が叫ばれた結果でもあった。そして、学部教育を担当する教員の研究力のみならず教育力の重要性も指摘され、特に博士課程に在籍する大学院生の研究力と教育力の養成の重要性も指摘されてきた。もともとアメリカの大学院においては、研究業績にもとづく採用・昇格など研究重視の傾向が強かったが、近年の「研究」のみならず「教育」も重視する動きの中で、大学院生を中心とした若手研究者・教育者に対する一貫した養成システムが構築されてきた、と言えよう。

本発表では、アメリカの大学院における若手教育者と研究者を養成するシステムとして、T A・R A・P D制度を取り上げ、その実態と課題についてさまざまな角度から検証していく。そして、日本の大学改革の近年の動向にも言及することで、日米比較の視点に基づき、吉良が若手教育者の養成制度の現状と課題について、北野が若手研究者の養成制度の現状と課題について、それぞれ発表を行う。

1 アメリカの若手教育者の養成制度の現状と課題 (吉良)

アメリカの大学における若手教育者を養成する制度としてまず挙げられるのは、各大学が実施しているT Aのための訓練・養成制度である。大学院生にとっては、T Aとしての様々な教育業務が、貴重な教育実践と教育力向上の場を提供しており、T Aが業務を円滑に遂行できるように、T Aのための訓練・養成制度が一定程度確立されてきている。担当しているのは、全学的なオリエンテーションを実施する教授開発センターとT Aを直接選考・任用している学部・研究科である。ほとんどの大学は、教育助手を支援する常駐スタッフのいる教授開発センターを設置し、主に学士課程教育の教授・学習過程の改善をめざ

して、全学的にサービスを提供している。センターの主要業務は、全学的なTAオリエンテーション、学期中のセミナーなどの実施、個別の相談や指導、そしてハンドブックやホームページなどを通しての様々な情報提供である。一方、教授開発センターによる全学的な訓練に対して、学部・研究科による研修は、該当する学問分野特有の課題を考慮して、TAが効果的に学部生を指導できるように実践的なものになっており、全学的なオリエンテーションの後に実施される場合が多いが、その代わりに行われる場合もある。

TAとしての大学院での初期段階の養成制度に加えて、大学教員を目指す主にTA経験者からなる大学院生のために、大学教授職への準備を支援するプログラムも1990年代から普及してきた。その例として挙げられるのが、1993年から2002年のほぼ10年間にアメリカ大学協会と大学院協議会の支援により全米で実施された「将来の大学教員準備プログラム」(Preparing Future Faculty, 以下「PFF」と略す)である。PFFでは、クラスターと呼ばれる大学の連合体が形成され、研究大学の大学院生が、総合大学、教養カレッジなどの各種の大学に出向き、助言者となる担当教員の指導の下で、大学教授職の詳細を実践的に学ぶという形態がしばしば取られ一定の成果をあげ、その後も各大学がPFFを継続してきている。本節の最後には、アメリカの実践からの教訓と日本の先進的な実践にも言及する。

II アメリカのRA・PD制度の現状と課題(北野)

RAは、学位取得を目指しながらも教員の研究補助を行う博士課程に在籍する大学院生であり、その給与は教員個人の資金(グラント)か、もしくは大学の規定に従って大学によって負担される。一方、PDは、大学院生が博士号を取得した後、自らの所属する大学か、もしくは他の大学・研究機関で1～3年程度で研究活動を行う者を意味する。RAとPDには、学位取得を目指しているのか、それとも学位取得後の一時的なポジションか、という違いがあるものの、両者ともに主要な業務は研究補助である。したがって、指導教授の下で、その身分や待遇とともに研究上の自由も保障されている。一般的にはRA・PDの給与は高額であり、その研究条件は日本と比較しても相当に優遇されている。

しかし、PD終了後であってもアメリカの大学で専任職を得ることは非常に厳しい。専任職を得る前の一時的な避難場所としてPDに応募するケースも増加し、現状ではPDの契約期間が終了した後であっても、依然として就職できないケースも増えている。RA・PDの就職問題は、今後の検討課題でもあるが、いずれにせよ、日米の将来の若手研究者を養成・確保するための基盤整備の差異は大きい。本発表では、アメリカのRA・PDに対する研究費の配分構造や養成制度の現状と課題について報告する。

おわりに

本発表では、アメリカの大学における大学院生に対する研究者・教育者としての早期養成システムのあり方が、特にその給与・待遇、業務内容、研修制度などに関して、我が国への教訓とともに日本における近年の先駆的動向についても言及する。今後は、日本の学士課程教育並びに大学院教育の改善のためのさらなる日米比較研究が必要になるであろう。詳細は、当日配布する発表レジュメを参照願いたい。